

租税法 第1回 基礎答練 講評

【出題論点】

- 問題1** 法人税法（受取配当等，所得税額控除，租税公課，減価償却，完全支配関係法人間の取引，役員給与）
問題2 法人税法（受取配当等，所得税額控除，租税公課，減価償却，交際費，役員給与）

【平均点，最高点，合格点】

	合計
平均素点	24.3 点
最高素点	42 点
最高得点率	35.9 点
合格素点	25 点
合格得点率	25.4 点

※ 上記合格素点（25 点）は，現時点における合格点を示している。仮に本問が論文式試験で出題された場合，合格素点は 35 点程度になると予想される。

【総評】

まずは，初めての租税法の答練お疲れ様でした。

これまでテキストを中心に講義・復習を進めてきた方々にとっては，初めての総合問題で困惑した点もあったと思う。本試験の形式・分量に慣れていく必要があるため，以下の点を意識し，復習にのぞんでほしい。

1. 限られた時間の中で，得点を最大化するための問題を見極める力
2. 膨大な資料の中から解答に必要な情報を整理する力

1. 限られた時間の中で，得点を最大化するための問題を見極める力

租税法，特に法人税法の計算は，他の計算科目に比べ部分点の取りやすい科目であると認識してほしい。形式こそ，総合問題の形式で出題されるが，各論点が複合して出題されることはほとんどなく，個別問題の集合体と捉えてほしい。

例えば，本問の**問題1**の見出しをたどってみると「1. 一般的な事項及び注意事項」「2. 受取配当等に関する事項」「3. 租税公課に関する事項」「4. 減価償却に関する事項」「5. D社との取引に関する事項」「6. 役員給与に関する事項」となっているが，これらの項目は事実上独立した小問と考えて問題を解いても大きな影響はない。したがって，問題を前から順番に解く必要はなく，点数の取りやすい論点から手を付けていけばよい。

では，点数の取りやすい論点とは何か。

点数の取りやすい論点は，①計算の量から判断して問題を解くのにどれくらいの時間がかかるか，②自身の理解の習熟度として問題を正答する可能性はどの程度か，の2点を勘案して判断することとなる。日頃の学習から，この論点は解きに行くべき論点か後回しにした方がよい論点なのかを意識し，答練で得点を最大化するための勉強を心がけてほしい。

2. 膨大な資料の中から解答に必要な情報を整理する力

テキストの例題や個別問題集と答練で大きく違う点は，資料の膨大さによる解きにくさである。テキストや個別問題集は，論点ごとに小問で作られていて，計算に必要な資料がまとまっていて解きやすく，計算方法を正しく理解してもらうことを趣旨としたものである。一方で，総合問題では資料が膨大であり，計算に必要な資料が散らばっているため，複数の資料に目をやりながら計算を行う場面も出てくる。そのため，テキストの例題や個別問題集と答練で同じ内容が出題されていたとしても，解きにくさを感じるのである。

このような解きにくさを解消するためには、総合問題に慣れることが一番である。テキストや個別問題集でインプットするのみではなく、答練を繰り返し解き、総合問題に慣れてほしい。

【各問題の講評】

問題 1

<サンプル答案（水道橋校 20 部）の正答率及び重要度>

解答箇所	正答率	重要度
(受取配当等に関する事項)		
受取配当等の益金不算入額		
完全子法人株式等について	90%	A
関連法人株式等について	55%	A
非支配目的株式等について	65%	A
上記以外の株式等について	40%	A
法人税額から控除される所得税額		
株式出資	15%	A
受益証券	5%	A
その他	65%	A
(租税公課に関する事項)		
(1)に関する調整	80%	A
(2)に関する調整	90%	A
(3)に関する調整	80%	A
(減価償却に関する事項)		
建物 A	75%	A
建物 B	80%	A
建物 C	80%	A
建物附属設備 D	65%	A
建物附属設備 E	50%	A
機械装置 F	85%	A
機械装置 G	65%	B
機械装置 H	95%	A
車両 I	75%	A
営業権 J	80%	A

解答箇所	正答率	重要度
(D社との取引に関する事項)		
資産等の譲渡		
土地 K	85%	A
土地 L	35%	A
土地 M	60%	A
製品 N	65%	A
寄附金	85%	A
(役員給与に関する事項)		
甲に対する給与	75%	A
乙に対する給与	25%	A
丙に対する給与	10%	A
丁に対する給与	65%	A
(法人税額の計算)		
所得金額		
法人税額	80%	A
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	5%	A
中間申告法人税額	35%	A
納付すべき法人税額	5%	A

※ 重要度は本試験での出題可能性に基づくため、問題の難易度とは異なる。正答率とは必ずしも一致しない点に留意してほしい。

<受取配当等に関する事項>

通常、受取配当等の益金不算入の計算と所得税額控除の計算は同一の資料に基づき行われるが、対象となる範囲や計算の目的が異なるため、両規定をまとめて解くと混乱しやすい。そのため、受取配当等の益金不算入の計算と所得税額控除の計算は別々に行った方が良いであろう。

具体的な論点については、以下を確認してほしい。

（受取配当等の益金不算入）

- ✓ 受取配当等に益金不算入の範囲（出資分量分配金、事業分量分配金）
- ✓ 関連法人株式等の継続保有要件
- ✓ 特定株式投資信託の取扱い

（所得税額控除）

- ✓ 元本に基づく分類
- ✓ 原則法と簡便法の計算（有利選択）
- ✓ 別表四における調整と別表一における調整

＜租税公課に関する事項＞

最重要論点の一つである。最もオーソドックスな形であるため、確実に正解してほしい。また、別表一の中間法人税額の金額は租税公課の資料から読み取れるため、租税公課に関する事項を解答する際に同時に、別表一の当該金額を解答するようにしてほしい。

具体的な論点については、以下を確認してほしい。

- ✓ 納税充当金に関する調整（納税充当金支出事業税等、損金経理納税充当金）
- ✓ 損金不算入とされる租税公課の種類

＜減価償却に関する事項＞

最重要論点の一つである。償却方法の選定をメインに各種取扱いを問うものであった。全体的によくできていたが、建物附属設備・構築物の償却方法に関する知識が曖昧だった方が多いようである。平成10年4月1日、平成19年4月1日、（平成24年4月1日、）平成28年4月1日の、各ターニングポイントにおいて、どのような変更が行われたのかを頭に入れておく必要がある。

具体的な論点については、以下を確認してほしい。

- ✓ 償却方法の選択、選択した償却方法での減価償却限度額の算定
- ✓ 期中事業供用の場合の償却限度額
- ✓ 定率法において改定償却率を使用する場合
- ✓ 償却費として損金経理した金額の取扱い
- ✓ 繰越償却超過額がある資産を譲渡・除却した場合の取扱い

＜D社との取引に関する事項（完全支配関係法人間取引）＞

最重要論点の一つである。完全支配関係を有する他の内国法人に「譲渡損益調整資産」を譲渡した場合に、譲渡損益の繰延が行われる。譲渡損益調整資産の範囲を抑えるのが最優先である。本問では、売却手数料が発生している場合の取扱いも問うている。売却手数料については、完全支配関係法人間ではなくグループ外部との取引になるため、当該金額は譲渡損益の繰延対象にならない点に留意すること。

具体的な論点については、以下を確認してほしい。

- ✓ 譲渡損益調整資産の範囲
- ✓ 売却手数料等の付随費用の取扱い
- ✓ 寄附金の取扱い

＜役員給与に関する事項＞

最重要論点の一つである。定期同額給与の取扱いを中心に出题している。乙に対する土地の贈与に関しては、会計上帳簿価額で処理されているため、帳簿価額12,045,000円を損金不算入とする解答が散見されたが、法人税は時価課税を原則とする点に立ち返ってほしい。法人税法では、贈与の場合でも、一旦時価で売却したものとして、時価相当額が給与や寄附金となる。

また、丙に対する給与は、減額改定により定期同額給与に該当しないパターンを出题している。減額改定の場合であっても、増額改定と同様に超過分のみが損金不算入となる点に留意すること。

具体的な論点については、以下を確認してほしい。

- ✓ 定期同額給与に該当するもの（3ヶ月以内の改定、やむを得ない事情、継続的な経済的利益の供与など）
- ✓ 定期同額給与に該当しない場合の取扱い
- ✓ 役員に資産を贈与した場合の税務上の取扱い

<法人税額の計算>

いわゆる別表一の計算である。公認会計士試験では、解答用紙に所得金額が与えられていることが多いため、問題を解き始める前に必ず確認すること。本問のように解答用紙に所得が与えられていれば、大法人の場合は「23.4%」を乗じるのみで点数が取れる。

具体的な論点については、以下を確認してほしい。

- ✓ 税率（中小法人以外）
- ✓ 別表一の計算の流れ

問題2

<サンプル答案（水道橋校20部）の正答率及び重要度>

解答箇所	正答率	重要度
(受取配当等に関する事項)		
受取配当等の益金不算入額		
A社株式（確定配当）	0%	A
B社株式（中間配当）	45%	A
B社株式（確定配当）	45%	A
法人税額から控除される所得税額		
原則法により計算した額	0%	A
簡便法により計算した額	10%	A
法人税額から控除される所得税額		
(租税公課に関する事項)		
前期確定申告分について	30%	A
当期中間申告分について	55%	A
当期確定申告分について	75%	A

解答箇所	正答率	重要度
(減価償却に関する事項)		
器具備品A	60%	A
器具備品B	35%	C
器具備品C	55%	A
器具備品D	35%	C
(交際費に関する事項)		
支出交際費等の額	0%	A
接待飲食費の額	15%	A
交際費等の損金不算入額	5%	A
(役員賞与に関する事項)		
(1)に関する事項	10%	B
(2)に関する事項	50%	A

※ 重要度は本試験での出題可能性に基づくため、問題の難易度とは異なる。正答率とは必ずしも一致しない点に留意してほしい。

<受取配当等に関する事項>

短期所有株式等の取扱いをメインとして出題している。短期所有株式等については、租税回避の懸念があるため一定額を受取配当等の益金不算入の対象から除かれている。また、非支配目的株式等の持分比率の算定においても、当該株式を除外して計算することとなる。正答率は著しく低かったが、2017年論文式本試験で出題されている論点なので、本答練を通じておさえること。

具体的な論点については、以下を確認してほしい。

(受取配当等の益金不算入)

- ✓ 短期所有株式等に係る配当等の額の取扱い（益金不算入の対象から除く、持分比率の算定から除く）
- ✓ 関連法人株式等の継続保有要件

(所得税額控除)

- ✓ 中間配当がある場合の原則法と簡便法の計算
- ✓ 別表四における調整と別表一における調整

<租税公課に関する事項>

最重要論点の一つである。事業税の取扱いについて、外形標準課税を加味した仕訳が会計で行われている点に戸惑ったかもしれない。ただし、費用科目が変わっても税務調整は変わらないため、通常通り申告調整を行えばよい。

具体的な論点については、以下を確認してほしい。

- ✓ 納税充当金に関する調整（納税充当金支出事業税等、損金経理納税充当金）
- ✓ 過剰引当額が収益に計上されることにより取り崩された場合
- ✓ 損金不算入とされる租税公課の種類

<減価償却に関する事項>

最重要論点の一つである。中古資産の取扱いを問うものであった。中古資産については、まず見積残存使用年数が合理的に見積られるものと見積もることができないものに分けられる。そして、見積もることができない場合には、改良費の金額の多寡に応じて耐用年数が異なる。本試験での出題実績は「単純見積耐用年数」のパターンしかないが、その他のパターンも余力があればおさえておいてほしい。

具体的な論点については、以下を確認してほしい。

- ✓ 中古資産で見積残存使用可能期間を合理的に見積られる場合
- ✓ 中古資産で見積残存使用可能期間を合理的に見積られない場合
 - ① 改良費 ≤ 中古資産の取得価額×50%
 - ② 中古資産の取得価額×50% < 改良費 ≤ 新品資産の再取得価額×50%
 - ③ 新品資産の再取得価額×50% < 改良費

<交際費に関する事項>

最重要論点の一つである。本問では特に飲食費に関する論点を出題している。飲食費の範囲は複雑であり、完璧におさえている方は極少数であった。料亭までのお車代（送迎費）や社内飲食費、飲食物の贈答費用は飲食費に該当しないため、1人当たり5,000円超か否かに関わらず交際費となり、5,000円超の場合でも接待飲食費として50%損金算入にもならない。交際費の損金不算入額を計算するにあたり、飲食費の範囲は重要になってくるので、本問を完璧に解けるようにしてほしい。

また、本問では「23,450,000円であり、以下の金額が含まれている。」という出題形式であるため、問題文に列挙されているもの以外にも交際費は存在する。そのため、23,450,000円から該当しないものを引き算して支出交際費の額を求める点にも留意すること。

具体的な論点については、以下を確認してほしい。

- ✓ 飲食費の範囲
- ✓ 交際費等の損金不算入額の計算方法

<役員給与に関する事項>

最重要論点の一つである。事前確定届出給与の取扱いを中心に問題を出題している。複数回支給を行う場合には、原則としてすべての支給が届出通りに支給される必要がある。そのため、平成28年6月29日に開催された定時株主総会で常務取締役Yに支給された賞与は220万円、250万円の双方が損金不算入となる。ただし、220万円の支給は平成28年12月8日であり、前事業年度であるから、当事業年度の調整には含まれない点に留意すること。

また、事前確定届出給与に該当しない場合には、支給額の全額が損金不算入となる。超過額を損金不算入とする定期同額給与とは異なるので注意が必要である。

具体的な論点については、以下を確認してほしい。

- ✓ 事前確定届出給与に該当するもの（複数回支給の場合）
- ✓ 事前確定届出給与に該当しない場合の取扱い

【MEMO】